

第31回世界遺産委員会の決議で要請された内容についての日本政府の対応方針(抜粋・整備局仮訳)

1. 決議文第5パラグラフについて

決議文抜粋(整備局仮訳)

5. 締結国に対し、貴重な遺物の損失につながるような地下水面の変動が高速道路建設によってもたらされないことを証明するため環境影響評価の最終提案に対するあらゆる意見、技術検討結果を慎重に検討するよう要請

(日本政府の対応方針:整備局仮訳)

1. 大和北道路の建設に伴う地下水への影響については、地下水検討委員会で検討を行い、その検討結果を慎重に検討し環境影響評価の手続きを進めてきた。
2. 現在、奈良県及び京都府において、準備書の段階で得られた一般市民からの意見や地方公共団体の意見を踏まえ、文化財や地下水などの環境の専門家で組織される環境影響評価検討専門部会が環境影響評価の最終案を取りまとめたところである。
3. また日本政府は、「第28回及び30回世界遺産委員会の決議」等を適切に履行するため、2006年9月に文化財や地下水、地質の専門家で構成された「大和北道路地下水モニタリング検討委員会」を設置し、現地における適切な地下水モニタリング方針や、地下水の保全に万全を期すため地下水の異常が生じた時の対応方針等について検討を進めているところである。
4. 今後、大和北道路の建設が行われることとなった時は、環境影響評価の最終結果や、「大和北道路地下水モニタリング検討委員会」の検討結果を慎重に踏まえるとともに、これまで同様、奈良文化財研究所の田辺征夫所長及び京都大学大学院の大西有三教授に、日本政府から独立した立場で検討に参加して頂き、事業完了後の評価段階まで両者に適宜了解を頂きながら手続きを進めていくこととする。

2. 決議文第6パラグラフについて

決議文抜粋(整備局仮訳)

6. 締結国に対し、環境影響評価の最終案が出来次第、奈良県の都市計画審議会で最終決定が下される前に世界遺産センターに提出するよう要請

(日本政府の対応方針:整備局仮訳)

1. 大和北道路の環境影響評価は、奈良県及び京都府が法令に基づいて手続きを実施しており、2007年12月26日に環境影響評価の最終案が取りまとめられたので、決議文第6項に基づき世界遺産委員会へ環境影響評価の最終案を提出する。
2. 今後、環境影響評価の最終案は2008年2月及び3月に開催が予定されている奈良県及び京都府の都市計画審議会に提出され審議が行われ、同意が得られれば最終決定されることとなる。

3. 決議文第9パラグラフについて

決議文抜粋(整備局仮訳)

9. 2008年の第32会期における委員会の審査のために、2008年2月1日までに、この遺産の保全状態の報告書、大和北道路環境影響評価書と平城京1300年記念事業計画の再検討についての報告書を提出するよう要請

(日本政府の対応方針:整備局仮訳)

1. 奈良県及び京都府において、2007年12月26日に環境影響評価の最終案が取りまとめられたので、日本政府は決議第9項に基づき世界遺産委員会へ環境影響評価の最終案をここに提出する。